

静岡市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、高齢者等が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支え合い型サービスを行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「地域支え合い型サービス」とは、静岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第2条第1号ア（ウ）に規定する地域支え合い型訪問サービス、同ア（オ）に規定する地域支え合い型移動サービスおよび同号イ（エ）に規定する地域支え合い型通所サービスをいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる市内の団体で、市長が必要であると認めるものとする。

- (1) 自治会及び町内会
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 一般社団法人静岡市老人クラブ連合会
- (4) 特定非営利活動法人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める団体

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に定める地域支え合い型サービスを行う事業とし、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 年間5人以上の地域支え合い型サービスの利用者に原則1週間当たり1回以上を目途に、年間52回以上実施していること。
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するものでないこと。
- (3) 営利を目的とするものでないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の立上げ及び運営に要するに係る経費のうちで、報償費（補助事業に従事する者に対する奨励金（謝礼金）に限る。）、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料及び光熱水費をいう。）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料をいう。）、使用料及び賃借料並びに備品購入費で市長が必要が

あると認めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（補助対象経費から補助事業に対する他の補助金等の額及び利用者から利用料を徴収した場合において当該利用料を補助対象経費に充当したときの当該充当した額に相当する額を控除した額をいう。）以内の額とし、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、当同表の右欄に定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請者が地域支え合い型訪問サービス事業を実施する場合にあては、地域支え合い型訪問サービス事業に係る記載事項（様式第2号）
- (4) 申請者が地域支え合い型移動サービス事業を実施する場合にあては、地域支え合い型移動サービス事業に係る記載事項（様式第3号）
- (5) 申請者が地域支え合い型通所サービス事業を実施する場合にあては、地域支え合い型通所サービス事業に係る記載事項（様式第4号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供して

はならない。

- (2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (5) 補助事業に従事する者（次号において「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。
- (6) 従事者又は従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。
- (7) 利用者に対する補助事業の実施により事故が発生した場合に、次のアからウまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。
 - ア 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。
 - イ 事故の状況及び事故に際して取った処置について記録すること。
 - ウ 事故による賠償に備え、適切に保険に加入するとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切に行うこと。
- (8) 補助事業の中止又は廃止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該補助事業のサービスを受けていた者であって、当該事業の中止又は廃止の日以後においても引き続き当該補助事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、法第115条の45第1項第1号ニに定める第一号介護予防支援事業の実施者、他の事業実施者その他ボランティア団体等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守する。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、この中止又は廃止の日の1月前までに介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 利用者名簿
- (3) サービス提供確認書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、事業実施年度の翌年度の4月15日までに請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第15条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

- 2 補助事業者が前項の規定により概算払を請求するときは、介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金概算払請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。
- 3 概算払により交付した補助金の額と第13条の規定により通知した額とに過不足を生じたと

きは、速やかにこれを精算するものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第15条の2 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 申請者は、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業者は、第12条の規定による実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して報告すること。
- (3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

- (4) 市長は、第8条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	内 容
地域支え合い型通所サービス	地域住民主体の趣味活動、交流、会食、体操、運動等の自主的な通いの場を提供するサービス
地域支え合い型訪問サービス	身体介護が不要で、精神的にも専門職の支援を必要としない人に対して、地域住民の助け合いにより、掃除、洗濯、買い物、調理等の日常生活の援助を行うサービス
地域支え合い型移動サービス	身体介護が不要で、精神的にも専門職の支援を必要としない人に対して、通院時の公共交通機関等の利用補助や地域支援事業参加の送迎を行うサービス

別表第2（第6条関係）

区 分	補 助 金 の 額	
	立上げ	運 営
地域支え合い型通所サービス	50,000円	1月につき10,000円
地域支え合い型訪問サービス	50,000円	1月につき5,000円
地域支え合い型移動サービス	50,000円	1月につき5,000円

様式第1号（第7条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
 申請者 名称
 代表者の氏名
 電話番号

補助金の交付を受けたいので、静岡市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請団体	フリガナ 名 称				
	所在地	〒			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Eメールアドレス			
	代表者の職・氏名	職 名		フリガナ 氏 名	
代表者の住所	〒				
交付を受けようとする事業の種類	フリガナ 団体の名称				
	団体の所在地	〒			
	同一所在地において 行う事業の種類	実施事業		事業開始予定年月日	
	地域支え合い型通所サ ービス			年 月 日	
	地域支え合い型訪問サ ービス			年 月 日	
地域支え合い型移動サ ービス			年 月 日		
事業の内容等					
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書				

様式第2号（第7条関係）

地域支え合い型訪問サービス事業に係る記載事項

団 体	フリガナ 団体の名称				
	団体の所在地	〒			
	連絡先 (事務担当者)	電話番号		FAX番号	
		Eメールアドレス			
管 理 者	管理者の職・氏名	職名		フリガナ 氏名	
	管理者の住所	〒		連絡先 (携帯電話等)	
提供するサービスの種類 (該当項目の□にチェック)		<input type="checkbox"/> 健康チェック 利用者の安否確認 <input type="checkbox"/> 環境整備 換気、室温・日当たりの調整、ゴミ出し等 <input type="checkbox"/> 掃除 居室内又はトイレ、階段、卓上等の清掃、準備・後片づけ <input type="checkbox"/> 洗濯 洗濯、物干し、布団干し、取入れ、収納、アイロンかけ <input type="checkbox"/> ベッドメイク 利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等 <input type="checkbox"/> 一般的な調理・配下膳 配膳・後片付けのみ、一般的な調理 <input type="checkbox"/> 買い物 日用品等の買物（内容確認、品物・釣銭の確認） <input type="checkbox"/> その他 ()			
主 な 掲 示 事 項	営業日				
	営業時間				
	一部負担金				
	その他の費用				
	通常の事業実施地域				

様式第3号（第7条関係）

地域支え合い型移動サービス事業に係る記載事項

団 体	フリガナ 団体の名称				
	団体の所在地	〒			
	連絡先 (事務担当者)	電話番号		FAX番号	
		Eメールアドレス			
管 理 者	管理者の職・氏名	職名	フリガナ 氏名		
	管理者の住所	〒		連絡先 (携帯電話等)	
提供するサービスの種類 (該当項目の□にチェック)		<input type="checkbox"/> 通院等の付添い <input type="checkbox"/> 通所型サービスへの送迎 <input type="checkbox"/> 一般介護予防事業への送迎			
主 な 掲 示 事 項	営業日				
	営業時間				
	一部負担金				
	その他の費用				
	通常の事業実施地域				

様式第4号（第7条関係）

地域支え合い型通所サービス事業に係る記載事項

団 体	フリガナ 団体の名称				
	団体の所在地	〒			
	連絡先 (事務担当者)	電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス					
管 理 者	管理者の職・氏名	職名		フリガナ 氏名	
	管理者の住所	〒		連絡先 (携帯電話等)	
サービスの提供に必要な場所 の合計面積					m ²
提供するサービスの種類 (該当項目の□にチェック)		<input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> 健康チェック・体調確認 <input type="checkbox"/> 水分補給（お茶） <input type="checkbox"/> 体操 <input type="checkbox"/> レクリエーション <input type="checkbox"/> 昼食 <input type="checkbox"/> くつろぎ（テレビ・歓談） <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> その他（ ）			
主 な 掲 示 事 項	利用定員	人			
	営業日				
	営業時間				
	一部負担金				
	その他の費用				
	通常の事業実施地域				

様

静岡市長 氏 名 印

介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

(1) 次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的及び内容

イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(8) 補助事業に従事する者（次号において「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

(9) 従事者又は従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

(10) 利用者に対する補助事業の実施により事故が発生した場合に、次のアからウまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

ア 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

イ 事故の状況及び事故に際して取った処置について記録すること。

ウ 事故による賠償に備え、適切に保険に加入するとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切に行うこと。

(11) 補助事業の中止又は廃止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該補助事業のサービスを受けていた者であって、当該事業の中止又は廃止の日以後においても引き続き当該補助事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、法第115条の45第1項第1号ニに定める第一号介護予防支援事業の実施者、他の事業実施者その他ボランティア団体等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

(12) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。

ア 要綱第12条の実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

イ 要綱第12条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

(ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(イ) (ア) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第6号（第10条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業に係る
住民主体サービス事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申請者 名称

代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

様式第7号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

介護予防・日常生活支援総合事業に係る
住民主体サービス事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第8号（第12条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
報告者 名称
代表者の氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 利用者名簿
- (3) サービス提供確認書

様式第9号（第13条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、
静岡市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱第13条の規
定により、次のとおり通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第10号（第14条関係）

請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
請求者 名称
代表者の氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた補助金について、静岡市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協
支店・支所
口座番号 普通・当座 No
口座名義

様式第11号（第15条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業に係る
住民主体サービス補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所在地

請求者 名称

代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた補助金の概算払を受けた
いので、静岡市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱第
15条の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 補助金の概算払を受けようとする理由

4 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協

支店・支所

口座番号 普通・当座 No

口座名義

様式第 12 号 (第 15 条の 2 関係)

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

報告者 氏名

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3の額から2の額を差し引いた額)
金 円